

Nobody's Perfect 日本センター規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本機関は、Nobody's Perfect 日本センターと称す。通称を「NPNC」という。

(位置づけ)

第2条 本機関は、特定非営利活動法人コミュニティ・カウンセリング・センター（以下、「CCC」と略称）定款第5条(1)子育て支援に関する人材育成事業の一部門として位置づける。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本機関は、日本における Nobody's Perfect ファシリテーター（以下、「NP ファシリテーター」と略称する）および Nobody's Perfect トレーナー（以下、「NP トレーナー」と略称する）の資格認定を行うことを目的とする。

なお、NP ファシリテーターとは、カナダ生まれの親支援プログラム“Nobody's Perfect”（以下、「NP プログラム」と略称する）を実施するファシリテーターの資格であり、NP トレーナーとはNP ファシリテーターを養成することができる資格である。

(事業)

第4条 本機関は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 新規の NP ファシリテーター資格および NP トレーナー資格の認定
本機関は、CCC が養成した NP ファシリテーターからの申請に基づき、資格認定施行細則にて定める認定方法に従い、NP ファシリテーターおよび NP トレーナーの資格を認定し、認定証を発行する。
本機関により認定された NP ファシリテーターおよび NP トレーナーを、それぞれ「NPNC 認定ファシリテーター」「NPNC 認定トレーナー」と呼ぶ。
- (2) NP プログラムの実施状況の把握とカナダへの報告
本機関は、CCC で集約した NP プログラムの実施状況を、年1回、カナダへ報告する。
- (3) その他、本機関の目的を達成するために必要な事業

第3章 NPプログラム規定

(NP プログラム規定)

第5条 NP プログラムの質を確保するため、「NP プログラム」と称して親支援プログラムを実施する際には以下の条件を満たさなければならない。この条件を満たさないものは「NP プログラム」と称してはならない。

- (1) 認定資格のある NP ファシリテーター（NPNC 認定ファシリテーター）が実施すること。ただし、NP ファシリテーター養成講座修了者が、資格認定のために実施する場合は例外とする。また、全回を通し、同じファシリテーターが担当することを原則とする。
- (2) 1回約2時間のセッションを、原則として週1回、連続して6回以上開催すること。
- (3) 対象は、就学前の乳幼児の親であること。
- (4) 保育つきとし、親だけのグループでの実施を原則とすること。
- (5) 6名から最大20人までの少人数で実施すること。

2 NP プログラムは予防的プログラムであり、専門的な個別対応を必要とする危機的状況や深刻な問題をかかえる家族を対象にしたプログラムではない。

(NP ファシリテーター養成講座規定)

第6条 NP ファシリテーターの質を確保するため、本機関が認定する NP ファシリテーターの養成講座は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 養成講座は CCC が主催して行う。ただし、講座を委託した行政およびそれに準じる公的団体の主催も可とする。
- (2) 本機関認定の NP トレーナー（NPNC 認定トレーナー）が担当すること。原則として、マスタートレーナーは1名、トレーナーは2名の共同で行う。
- (3) 原則として4日間で行う。前半2日間と後半2日間を分けて行う場合の間隔は、最大2日間とする。4日に満たない短期間の講座は認定の対象としない。
- (4) 原則として12人以下の少人数で実施すること。

(NP トレーナー養成講座規定)

第7条 本機関は、以下の条件を満たす者を対象に、NP トレーナー養成講座を実施する。

- (1) NPJC 認定ファシリテーターとしてNP プログラムを3回以上実施していること。
 - (2) NP マスタートレーナーが、NP トレーナーとして活動するための適切な能力を持っていると認められた者であること。
- 2 NP トレーナーの質を確保するため、本組織が認定するNP トレーナーの養成講座は、以下の条件を満たすものとする。
- (1) 本機関認定のNP マスタートレーナー (NPNC 認定マスタートレーナー) が担当すること。
 - (2) 原則として連続3日間あるいは連続4日間の講座とする。
 - (3) 原則として12人以下の少人数で実施すること。

第4章 組織と運営

(役員)

第8条 本機関は、以下の役員を置く。

- (1) 代表を1名置き、機関を代表する。
- (2) 認定審査委員長を1名置き、認定審査に当たる。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(認定審査委員会)

第10条 本機関は、「認定審査委員会」を置く。

- 2 「認定審査委員会」の委員長は、CCC 理事会の議決を経て、CCC 理事長が任命する。
- 3 「認定審査委員会」は、NP ファシリテーター資格およびNP トレーナー資格の認定のための審査を行う。
- 4 NP ファシリテーター資格およびNP トレーナー資格は、「認定審査委員会」の審査を経て、代表が認定する。
- 5 「認定審査委員会」の定数および運営については、資格認定施行細則に規定する。

第6章 規則の変更

(規則の改正)

第11条 本規則の改定には、CCC理事会において理事の3分の2以上の同意を必要とする。

附則

- 1 本規則は、2015年1月1日より施行する。
- 2 本機関の当初役員は、次の通りとする。

代表	三沢直子 (CCC 理事長)
認定審査委員長	長澤恵美 (CCC 理事)

資格認定施行細則

第1条 本機関の「認定審査委員会」は、3名の委員により構成される。

第2条 本機関は、以下の手順で、NPNC 認定ファシリテーターの資格認定を行う。

- (1) NP ファシリテーター養成講座修了者で、本機構の資格認定を受けたい者は (以下、認定申請者) は、本機関の規則に規定しているNP プログラムを少なくとも1回実施し、以下の認定申請書類一式 (①～⑤) に、附則に定める認定料を添え、本機関に提出する。
 - ①資格認定申請書
 - ②プログラム終了報告書
 - ③実際に実施したプログラム内容 (全セッション記録)
 - ④プログラム自己評価
 - ⑤参加者の評価 (参加者アンケート)
 - (2) 本機関は、(1)の書類に、担当NPNC 認定トレーナーの認定申請者に関する評価 (所見およびチェックリスト) を添えて、認定審査委員会に諮る。
 - (3) 当該の認定審査委員会は、(1)(2)の書類に基づき認定審査作業を行い、その結果を代表に報告する。
 - (4) 代表は認定審査委員会の決定にもとづき、「NPNC 認定ファシリテーター認定証」を発行するとともに、NPNC 認定ファシリテーターとして登録する。
- 2 NPNC 認定トレーナーの資格認定は、前項のNPNC 認定ファシリテーターの資格認定に準じて行う。

附則 1 NP ファシリテーターおよびNP トレーナーの資格認定料は1万円とする。